

高知県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針

1. 趣旨・目的

これまで、「高知県人権施策基本方針」に基づき、性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発や相談・支援体制の充実に取り組んできた。

また、県内市町村では、性的マイノリティの方々に対して婚姻に準ずる関係と認め、社会的認知度の向上が期待されるパートナーシップ制度の導入が活発化しつつある。

今後、県内市町村でこのパートナーシップ制度の導入がさらに進み、性的指向・性自認を理由とする差別や偏見のない、多様性が尊重される社会の実現を図るため、「高知県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」を策定する。

この指針は、あくまで制度の基本的な事項を定めたものであり、制度の導入やその内容については、市町村の意思を尊重することとする。

2. パートナーシップ制度導入に向けた基本的な事項

- (1) 制度対象者の要件は、以下を基準として各市町村において定めること。

なお、これとは別の定めをすることもできるが、その場合は他の市町村のパートナーシップ制度との相互利用に留意する必要がある。

ア 双方がともに成年に達していること。

イ 双方又はいずれか一方が当該市町村の区域内に居住していること又は転入予定であること。

ウ 双方がともに婚姻をしていないこと。

エ 双方が相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。

オ 相手方が直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。(パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。)

- (2) 制度対象者からの届出を受けた場合、住民票、戸籍等を確認した上で受理証明書等を交付すること。

- (3) その他、受理証明書等と併せて交付するカードの様式等については、他の市町村のパートナーシップ制度との相互利用に留意しつつ、各市町村において定めること。

- (4) 受理証明書等の交付を受けた者（以下「届出者」という）から、パートナーの子、親等の近親者に係る病院、福祉施設、学校等への送迎時における扶養関係の証明等のため、市町村に対し要請があった場合には、パートナーとの関係に加えて、以下により近親者との関係も含めて公証を行うことが望ましい。

ア 近親者の範囲は、以下を参考として各市町村において定めること。

(ア) 未成年者（届出者のいずれか一方又は双方と同居していること。）

(イ) パートナーの親等の近親者

(ウ) 市町村長が適当と認める者

イ 近親者の公証の要請を受けた場合、住民票、戸籍等を確認した上で、パートナーだけでなく、近親者も含めた関係を証明する受理証明書等を交付すること。

3. 県による支援

県は、パートナーシップ制度を利用する県民に対し、別表の1に掲げるサービスを提供するほか、市町村に対し、(1) から (3) の支援を行うものとする。

なお、県内市町村が提供する行政サービスであって、かつ県も同様に提供するサービスについては、原則として、市町村が発行する受理証明書等をもって当該サービスが受け

られるものとする。

- (1) 市町村におけるパートナーシップ制度の導入を促進するための、制度対象者要件など制度設計に関する助言
- (2) パートナーシップ制度の利便性を向上させるための、市町村との意見交換会などを通じた、以下の支援
 - ア 市町村間の相互利用に向けた調整（転居等に伴う手続きの負担軽減）
 - イ パートナーシップ制度に関する行政サービスへの助言（別表の2に掲げるサービス活用の助言を含む。）
- (3) パートナーシップ制度の社会的認知度を向上させるための、県民への広報活動や、民間事業者等への普及啓発

附 則

1 施行期日

この指針は、令和6年7月23日から施行する。

2 検討

県は、この指針の施行後、市町村のパートナーシップ制度の運用状況等を勘案した上で、指針となるべき事項及び県による支援について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この指針は、令和7年4月25日から施行する。

1 パートナースhip制度で利用できる高知県の行政サービス

NO.	サービスの概要	内容
1	県営住宅への入居	県営住宅での入居・同居が可能
2	県立病院での面会など	家族に限定した面会・見舞いなどについて、患者のパートナーへの対応が可能
3	犯罪被害者等支援事業費補助金の申請	補助金の対象となる遺族には、事実上婚姻関係と同等の事情にあるパートナーも含まれる
4	心身障害者扶養共済制度への加入	障害者の保護者や配偶者と同様に、障害者のパートナーも共済制度への加入が可能
5	住居確保給付金の申請	住宅喪失者等への家賃相当額の支給について、同居及び生計を一にしている場合は、パートナーも世帯員として認定可能

※ パートナースhip制度の宣誓・登録をしていなくても受けられるサービスもあります。

2 パートナースhip制度で利用できる市町村の行政サービス（例）

基本的なサービス

NO.	サービスの概要	内容
1	市町村営住宅への入居・同居	市町村営住宅での入居・同居が可能
2	市町村立病院・診療所での面会など	家族に限定した面会・見舞いなどについて、患者のパートナーへの対応が可能

各市町村での提供を推奨するサービス

NO.	サービスの概要	内容
1	救急搬送・被災・罹災証明書の代理申請	パートナーが家族同様に代理申請が可能
2	母子健康手帳の交付	パートナーの子に係る代理申請及び手帳の受領が可能
3	保育所・幼稚園における手続き	パートナーの子の送迎が可能
4	空き家活用住宅への入居・同居	空き家活用住宅での入居・同居が可能
5	結婚新生活支援事業補助金の活用	補助金の申請が可能
6	独自に実施する高齢者福祉サービスの申請手続き	高齢者のパートナーが利用する生活支援サービスなどの代理申請が可能